

各 部 課
各出先機関

香芝市職員分限懲戒審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市職員分限懲戒審査委員会規程の一部を改正する訓令

第 1 条 香芝市職員分限懲戒審査委員会規程（平成 2 4 年訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

（組織）

第 3 条 委員会は、危機管理監、香芝市行政組織条例（平成 5 年条例第 4 号）第 1 条に規定する部及び室の長、議会事務局長、教育委員会事務局教育部長並びに上下水道部長の職にある者をもって充てる。

（会長）

第 4 条 委員会に、会長を置く。

2 会長は、副市長をもって充て、会務を統括する。

3 会長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員会の構成員がその職務を代理する。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

第 5 条第 4 項を削り、同条第 3 項中「委員の」を「構成員の」に、「委員長」を「会長」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「委員」を「委員会の構成員（以下「構成員」という。）」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

第 5 条第 5 項中「委員長及び委員」を「構成員」に改め、同項を同条第 6 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

第 6 条中「企画部人事課」を「職員の任免、分限、賞罰、服務及び身分に関する事務を所掌する課」に改める。

第 2 条 香芝市職員分限懲戒審査委員会規程の一部を次のように改正する。

第3条中「、教育委員会事務局教育部長並びに上下水道部長」を「並びに教育委員会事務局教育部長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。